

## 特定教育・保育施設の利用定員について

資料1

### 1. 概要

特定教育・保育施設の確認を行う際には、施設の利用定員を定める必要があります。

本市では、平成30年度から私学助成幼稚園1園が幼稚園型認定こども園に移行を予定しているため、子ども・子育て支援法第31条第2項、交野市子ども・子育て会議条例第2条の規定により、交野市子ども・子育て会議において、利用定員設定について意見聴取するものです。

なお、認定こども園への移行については、大阪府の設置認可及び認定こども園の認定を前提とします。

### 2. 対象となる特定教育・保育施設

公・民	新・継	変更事由	施設種類	施設名	区域	定員変更	認可定員				利用定員									
							1号	2号	3号	計	1号			2号			3号			計
											3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0歳児	1歳児	2歳児	
民間	新規	移行	認定こども園	ひかりの子幼稚園	一・二中学校区	変更後	262	48	—	310	74	92	96	16	16	16	—	—	—	310
増減							262	48	—	310	74	92	96	16	16	16	—	—	—	310